

大府市健康づくり総合支援施設 自動販売機設置に関する 入札募集要領



令和8年7月
大府市 健康未来推進課

■ はじめに

- 1 大府市健康づくり総合支援施設に清涼飲料水（酒類を除く。）等の自動販売機を設置する事業者を、公募型一般競争入札により決定する。
- 2 本入札に参加するには、事前に参加の申込みを行う必要がある。
- 3 入札への参加を希望する者は、本募集要領を熟読し、内容を十分に理解した上で、参加の申込みを行うこと。
- 4 公募型一般競争入札とは、入札参加者を募集し、あらかじめ当該物件に設定された貸付料の予定価格（最低制限貸付料）以上で、最も高い価格を提示した入札参加者が自動販売機を設置できる方式をいう。
- 5 大府市は、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を進めている。その一環として、自動販売機の設置に当たり、入札参加事業者に協力を求める。

■ 自動販売機の設置事業者の決定までのスケジュール

項 目	内 容
入札の公告 募集要領の配布	令和8年7月22日（水）～8月5日（水） 入札募集要領・申込書類関係を大府市公式ウェブサイト及び大府市役所2階 健康未来推進課にて配布開始
申込受付期間	令和8年7月22日（水）～8月5日（水） ※土日祝日を除く。 受付時間 午前9時00分～午後5時00分 受付場所 大府市役所2階 健康未来推進課
質問及び回答	令和8年7月22日（水）～8月5日（水） 回答書の送付 令和8年8月13日（木）
入札参加確認通知書の送付	令和8年8月13日（木） 入札参加資格審査後、入札参加確認通知書の送付
入札 開札、落札者の決定	令和8年8月20日（木）午前10時00分入札開始 入札会場 大府市役所2階 202会議室 入札締切後、直ちに開札及び落札者を決定
契約の締結	令和8年9月10日（木）まで 自動販売機に関する行政財産貸付契約を締結
自動販売機の設置	令和8年10月13日（火）～10月27日（火）までに設置

1 貸付物件等

(1) 貸付物件

貸付物件の詳細については、別紙「貸付物件及び貸付物件情報」を参照すること。

(2) 貸付面積

貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペース及び放熱余地スペースを含むものとする。

(3) 現地確認

ア 建設中のため現地説明会は実施しない。

イ 自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のための扉開閉等があるため、申込前に図面で必ず設置場所の確認をすること。

2 貸付期間

貸付期間は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日までの 5 年間とする。

3 貸付条件

(1) 契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく土地及び建物の貸付契約とする。

(2) 貸付料は、設置者が提示した入札価格及び消費税相当額をもって年額貸付料とする。

(3) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用は自動販売機設置業者の負担とする。電気工事及び給排水工事が必要な場合は、現地確認し、自動販売機設置業者にて実施する。

(4) 自動販売機に係る光熱水費は自動販売機設置業者の負担とする。なお、自動販売機ごとに電力使用量計測用メーターを自動販売機設置業者の負担により設置し、使用料の実費を徴収する。

(5) 自動販売機の設置においては、当該自動販売機により販売された清涼飲料水の使用済み容器の回収箱の設置を義務とする。

また、自動販売機設置業者は、回収箱及びその周辺の清掃、使用済み容器の処理、並びにあふれ、散乱の防止等について、常に適切な管理をすること。

(6) 回収箱の設置は自動販売機設置業者の負担で行い、設置スペースの許す限り容器の分別排出が円滑に行えるよう、容器の種類ごとに回収箱を設置するものとする。

(7) 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を取るなど、安全面に十分に配慮すること。

(8) 自動販売機の機種を選定には、環境負荷の軽減や省エネ対応機種など環境に配慮した機種を選定すること。

例：ノンフロン対応機種、照明の自動点灯・減光、ヒートポンプ技術を採用した機種など

(9) ペットボトル容器の飲料を販売するときは水平リサイクルに取り組むこと。

また、水平リサイクルに取り組んでいることの掲示をすること。

(10) スマートフォン決済、電子マネー等によるキャッシュレス決済に対応する機種を必ず設置すること。

(11) 自動販売機の設置においては、必ず新札及び新硬貨が使用可能な機種とすること。

(12) 災害時に無償での飲料提供をできるかぎり協力すること。

4 貸付料及び光熱水費の支払

(1) 貸付料及び光熱水費は、大府市が発行する納入通知書により、指定する金融機関

に支払うものとする。

- (2) 貸付料は、年額（入札金額及び消費税相当額）を毎年 11 月末日までに支払うものとする。
- (3) 光熱水費は電気料金とし、自動販売機の使用実績に基づき支払うものとする。
- (4) 電気料金は、電力使用量計測用メーターにより算出した費用を四半期ごとに大府市が指定する期限までに支払うものとする。

5 使用上の制限

- (1) 酒類の販売は行わないこと。
- (2) 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の 3 か月前までに大府市に書面により通知すること。この場合、納入済の貸付料は還付しない。
- (3) 商品補充及び自動販売機維持管理等を行う時間及び施設内の経路は、市及び施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、市及び施設管理者の指定場所へ駐車すること。
- (5) 自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料等の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。ただし、大府市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (6) 販売価格は、標準小売価格以下とすること。消費税の増税等により標準小売価格が値上げされた場合は、販売価格の値上げは妨げない。その場合は必ず大府市へ事前に協議すること。

6 自動販売機の維持管理等

- (1) 商品補充、使用済み容器の回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は自動販売機設置業者が行うこと。
- (2) 自動販売機設置業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) 自動販売機の故障、問合せ、要望並びに苦情については、連絡先を明記し、自動販売機設置業者の責任において対応すること。
- (4) 使用済み容器回収箱は、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図るよう努めること。
- (5) 使用済み容器の処理は、排出事業者責任に基づいて適切に行うこと。
- (6) 自動販売機設置業者は、専門技術者による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (7) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (8) 節電等、大府市が行う各種取り組みに協力すること。

7 原状回復

貸付期間満了または、貸付期間途中での契約の解除された場合は、速やかに原状回復しなければならない。

8 損害賠償

自動販売機の設置にあたり、大府市又は第三者に損害を与えたときは、全て自動販売機設置業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。また、自動販売機設置業者がその責めに帰する理由により、貸付場所等を減失し、または損傷したときは、当該減失または損傷による損害額を大府市に支払わなければならない。ただし、自動販売機設置業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合はこの限りではない。

9 入札参加資格

入札に参加できるのは、入札参加申込書類による書類審査を通過した次のすべての要件を充たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (2) 自動販売機による飲料等の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているものまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法にあっては更生手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号、同条第 6 号及び第 32 条第 1 項各号の規定する暴力団及び暴力団員が経営または運営に関与していないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年 12 月 7 日号外法律第 147 号）第 5 条第 1 項による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (6) 直近 1 年間の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) この募集要領に記す市の要求する要件に対応する能力があること。

10 入札参加方法等

- (1) 入札の公告及び募集要領の配布

ア 入札の公告開始日 令和 8 年 7 月 22 日（水）

イ 募集要領の配布

次の方法で募集要領その他関係書類を入手すること。

（ア） 大府市公式ウェブサイト内のページからダウンロードする。

（イ） 大府市役所 2 階 健康未来推進課（書面のみの配布とする）

（土・日曜日、祝日を除く。午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）

- (2) 入札参加申込書等の提出

ア 受付期間

イ 令和 8 年 7 月 22 日（水）～ 8 月 5 日（水）午後 5 時 00 分までとする。

ウ 提出方法

次の場所へ持参または郵送

（ア） 大府市役所 2 階 健康未来推進課

（イ） 受付は、土・日曜日、祝日を除く 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

（ウ） 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

【郵送先】

〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地 大府市役所健康未来推進課

エ 提出書類

提出書類は、次の①～⑨の各 1 部を提出すること。証明書は発行日から 90 日以内のものに限る。

- ① 自動販売機設置事業者公募入札参加申込書【様式 1】
- ② 企業概要【様式 2】
※企業・団体の概要、出店実績がわかるパンフレット等あれば添付。
- ③ 誓約書【様式 3】
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し。
- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書
- ⑥ 決算書又は有価証券報告書（直近 2 年分の貸借対照表、損益計算書等）
- ⑦ 納税証明書（完納証明書）
※法人税、消費税及び地方消費税
※法人事業税及び法人県民税（事業所がある都道府県）
※市町村税（事業所がある自治体）
- ⑧ 設置する自動販売機のカatalog
※消費電力、寸法のほか、災害救助ベンダー、環境対策、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの
- ⑨ 使用済みペットボトル容器の水平リサイクルに係る回収から再生利用までの処理工程、関係事業者及び役割分担を明示した水平リサイクルルートに記載した書類

その他

提出書類の差替え等は、提出期限内に限り行うことができる。市は、提出書類のほか、必要に応じて他の書類の提出を求めることがある。なお、提出した書類は返却しない。

(3) 質問書の提出

本案件に関する質問は、すべて質問書【様式 4】によることとする。質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期間 令和 8 年 7 月 22 日（水）～8 月 5 日（水）午後 5 時 00 分必着

イ 提出方法

原則として電子メールとし、「質問書」に質問内容を記載し、電子メールに添付すること。電子メール送信先及び件名は次のとおりとする。

【送付先】E-mail : k-mirai@city.obu.lg.jp

【件 名】自動販売機設置に関する質問「応募事業者名」「送信年月日」

ウ 回答方法

すべての質問と回答をとりまとめ、令和 8 年 8 月 13 日（木）に応募事業者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して返信する。

(4) 入札参加資格審査

提出された入札参加申込書等により参加資格審査を実施する。審査の結果、資格を有すると認められた応募者には、令和 8 年 8 月 13 日（木）に入札参加確認通知書を送付する。

11 入札方法

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 入札形式 | 一般競争入札 |
| (2) 入札保証金 | 免 除 |
| (3) 入札日 | 令和 8 年 8 月 20 日（木）午前 10 時 00 分入札開始 |

(4) 開催会場 大府市役所 2 階 202 会議室

(5) 受付

入札当日の受付は、入札開始時刻の 10 分前から入札会場にて行う。開始時刻までに受付を完了しない場合は、入札に参加できないものとする。

(6) 当日に持参するもの

ア 入札参加資格通知書

イ 入札書【様式 5】

ウ 封筒（入札書を封入する封筒）

入札用封筒は、別紙 入札用封筒の作成方法のとおりに作成すること。

(7) 入札

ア 入札書は、指定の書式【様式 5】を使用すること。

イ 入札金額は、自動販売機 1 台あたりの 1 年間分の貸付料を記載すること。

ウ 貸付料の入札金額には、予定価格以上の金額を記載することとし、消費税を含まないものとする。

エ 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封をして、提出すること。

オ 郵便による入札は認めません。

カ 入札会場には、入札参加者 1 社につき 1 名の入場とする。

キ 1 社以上の入札参加で成立するものとする。

(8) 入札辞退

入札参加資格通知書により入札への参加することを認められた者は、入札執行の完了に至るまでを期限として、入札参加の撤回を申し出ること。なお、その場合は、入札辞退届【様式 6】を提出すること。

(9) 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

ア 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

イ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

ウ 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項各号に掲げる事由又はその他の事由により入札が中止された場合であっても同様とする。

(10) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

オ 記名及び押印のない入札

カ 入札書の記載事項が確認できない入札

キ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

ク 予定価格（最低制限貸付料）より下回った金額を記載した入札

ケ 本要領の内容に違反した入札

12 落札者の決定方法

(1) 開札

開札は、入札開催場所において、入札の完了後直ちに入札者の立会いのもと行う。

(2) 落札者の決定

開札後、次の条件により決定する。

ア 有効な入札を行い、入札金額が予定価格（最低制限貸付料）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

イ 最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定する。

(3) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、自動販売機設置業者候補としての決定を取り消しする。

ア 業者決定後、事業者の資金状況の変化等により、貸付条件等を満たせないと判断した場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他本募集要領に違反すると認められた場合

13 契約及び自動販売機の設置

(1) 契約の締結

落札者決定後、令和8年9月10日（木）までに落札した者（以下「設置者」という。）と大府市の間に行政財産有償貸付契約書を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

(3) 貸付料

貸付料は、（入札金額＋消費税相当額）×5年間とする。

(4) 自動販売機の設置

自動販売機は、令和8年10月13日（火）から10月27日（火）までに設置すること。設置日程については、契約締結の際に相談すること。

14 問合せ先

大府市 健康未来部 健康未来推進課

所在地 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

電 話 0562-85-3232（直通）

F A X 0562-47-7320

E-mail k-mirai@city.obu.lg.jp